

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 77号

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を改正する規則

京都市社会福祉奨学基金条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

「

民生児童委員連盟奨学基金 による奨学金	
山下奨学基金による奨学金	

を

」

「

山下奨学基金による奨学金	
--------------	--

に

」

改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)